

ふたつ 広報

7月 '86 No.292



行政改革審議会が答申

市民にとって効率的な行財政運営を

7月8日、福生市行政改革審議会より市長に対し答申がされましたので概要をお知らせします。

この審議会は、市の行財政改革について検討し、問題点を分析するため昨年8月に発足したものです。

|| 総論 ||

福生市の行財政の特殊性

■ 横田基地問題

基地は市域面積の約3分の1と膨大な面積を占め、単に行政面積の狭小化にとどまらず、固定資産税収入等が得られず市財政上の問題をはじめ、抜本的な都市計画の推進や広域的都市活動の阻害となっている等、福生市の行財政運営上、将来にわたっても極めて難しい課題である。

■ 脆弱な財政基盤

福生市の市税は市民1人当たり

90181円(昭和59年度決算)で

26市で一番高い武蔵野市の約2分の1の収収であり、財政力指数は0・73と26市中24番目と低い。

また地方交付税は市民1人当たり27747円と、26市平均より約5・7倍多く交付を受けている等極めて脆弱な財政基盤である。

■ 不安定な財源収入

福生市は他の自治体と異なる歳入の特徴的なものとして、横田基地にかかわるもので、特に防衛施設的生活環境の整備等に関する法律により補助等されるものは、昭和59年度14億1500万円ほど収入されているが、昭和60年度は約4億円減となるなどその年度の事業の多少により補助額が増減する特殊性がある。

■ 依存財源体質

福生市の自主財源の割合は、約51%であり、近隣市町より15から25%も低い。従って福生市の特殊性として依存財源に頼らざるを得ない状況である。

|| 各論 ||

第1 財政の健全化の方策を

歳入の確保並びに

適正化を図る

① 市税の確保

市税収入については、市民の担税能力の向上を図るための施策を行うとともに電算化等により事務の効率化をもって、その余力を徴収率の向上並びに課税客体の把握に積極的に取り組む必要がある。

② 国庫支出金等の財源確保の強化

基地関係にかかわる交付金、補助金が多いが、これらの補助事業の整備に伴い、補助が減少していく傾向があるので、新たな行政需要に対応するメニューを作る必要性や、今日まで防衛補助事業で整備された施設の維持管理費補助の拡大要請等が必要。また地方交付税については、現行の国税3税の32%の地方配分率について今後とも全国市長会等を通じ、国へ働きかけをすることを希望する。

③ 超過負担の解消

本来の補助基本額として認めてもらうべき事業費は約6600万

円であるが、実際の補助基本額は約4450万円であり、約2150万円超過負担をしており、一般財源を圧迫する原因となっているので、国等に対し超過負担の解消を強く要請していく必要がある。

④ 基地交付金の確保

福生市の基地交付金は昭和56年度以降今日まで横ばい状況で、国の厳しい財政状況から今後ますます減少傾向が懸念されるが、安易に基地交付金が減ることを容認できないので、今後とも強力に全国基地協議会等を通じ国への働きかけが必要である。

⑤ 商業振興及び観光資源開発による財源の確保

福生市の土地利用の現状から、今後も大規模工場の誘致は期待がでないので、用途地域の見直し等を行うことにより、土地の高度利用と商業の活性化を推進していく必要がある。また福生駅西口を中心とする商業地区の再開発を行い、魅力をもった商業地区の実現やその他の商店街についても地区の特性に見合う施設の整備改善などに対応した商業の育成が必要。また税財源確保の上からは福生市の顔となるような観光資源開発、例えば基地を生かした特色あるタウンづくりや熊川分水を生かした

ところの第2の津和野のような観光名所等、福生市の1000年の計を考えた観光資源開発を図ることが必要。このことが市税の増収にもつながる可能性がある。

⑥ 受益者負担金の適正化

運動施設や市民会館等の施設が充実されるにつれ維持管理費が今後相当額に上ることが予想されるので、市民の税負担と受益者負担の公平性が保てるよう料金体系の検討が必要。汲み取り料については、水洗化が普及した地域については早期に有料化を図る必要がある。また保育料については今後とも受益者負担の原則にそって適正な負担を求めていく必要がある。

歳出の弾力的運用と適正化を図る

① 歳出に関する全般的事項

給与関係経費については市財政の状況と市民の動向から引き続きその適正化等が必要。また一般行政経費については経常的経費全般の見直しを行い、極力その節減に努める必要。また投資的経費については、地方債等将来にわたる財政状況を勘案し、計画的な事業の執行が必要である。

② 職員給与の適正化

① 給料は国や民間企業と比較し、職務給の導入等いまだ不十分である。更にラスパイルズ指数は115・6ポイントと26市中7番目と高いので、市民感情を十分反映し、給与体系の是正を行い、ラスパイルズ指数を国に近づける努力が必要。また職員の勤労意欲の向上を図るため、人事考課制度等の導入も今後考える必要がある。

④ 特殊勤務手当は時代の変遷により今日の実態になじまないものや本来業務と思われるものにも手当が支給されていると思われるので、すべての手当について再検討されたい。

⑤ 期末勤勉手当については国・都を上回って支給することは理解しがたい面があるので、早急に国・都並みにする努力が必要である。

⑥ 職員の退職手当についても国・都と比較してあまりにも高率であるので、国に近づけるよう市町村退職手当組合に働きかけをしていく必要がある。

③ 職員旅費の見直し

職員旅費のうち隣接市町への出張と市内に5時間以上の出張に対する日当支給については疑問があり全体の見直しが必要。また一日当たりの支給範囲についても検討

が望まれる。

④ 報酬等の適正化

特別職等の報酬額については社会経済情勢等を踏まえ、必要の都度審議会を設置し検討を図っていく必要があると思われる。

⑤ 補助金等の適正化

昭和53年に補助金等調査専門委員会を設け、その答申にそって補助金等の廃止や補助率の適正化に取り組んできているが、検討から8年も経過しており、新たに補助金等調査専門委員会を設置し、時代にそった適正な補助金等のあり方について検討の必要がある。

⑥ 繰出金の明確化

特別会計への繰出金については、一般会計でみる範囲を明確にすることは難しいが、一般会計は市民の税負担による財源であり、特別会計では応能応益を基本原則として財源調達を行い、繰出金については最少額にとどめるべきと考える。

第2 基金及び起債の効率的運営を

基金の効率的運用を図る

昭和59年度決算での基金の総額

が約37億円と金額的にも高額であり、基金の効率的運用の研究検討をされたい。

起債の効率的運用を図る

起債は一般会計で約50億円、下水道事業会計で約90億円となっている。今後とも地方債に財源を求める場合は将来の財政状況等も十分勘案し、質のよい起債を計画的に借り入れるように努めていく必要がある。また現在借りている高利率のものについては早めに繰上償還をするよう努力をされたい。

第3 特別会計の健全運営を

国民健康保険特別会計

高額療養費等の保険給付費は年々増大し、今後とも一層厳しい状況が予想されるので、医療費支出の水準に応じた保険税の合理的算定を行い応能応益の原則を貫いて段階的に国基準まで引き上げを図っていく必要があると思われる。また収納率の向上にも最大限の努力を図られたい。(答申内容は4ページにつづく)

下水道事業会計

今日まで増発された事業債の累積に伴う資本費の増加が著しく、事業経営に大きな負担となつているので経営改善や合理化を徹底するとともに、下水道料金についても適正な原価を基礎とした料金改正が必要と思われる。この場合、市民にPR活動を行い理解と協力が得られるよう努めるべきである。

老人保健医療特別会計

医療費の増大を防ぐため老人の健康教育や予防対策が必要と思われる。また国等にも健康対策の施策充実を図るよう働きかけていく必要がある。

第4 組織・定数の効率的運営を

組織の効率化

組織は常に新しい行政需要に対応できる柔軟にして簡素・合理的な組織で市民にわかりやすい組織が必要と思われるので、市自ら創意と工夫を凝らし総合力の強化を図れる等、行政目的を効率的に達成する組織が望まれる。

定数管理の適正化

年間の恒常的業務が少ない部署や特殊な職務については、必ずしも常勤職員とせず非常勤等の職員の活用も考えられるので、適正な職員の配置転換等を進めていくとともに今後の行政需要の動向等勘案し、国の第6次定員削減計画等を参考に、採用計画についても職員の内年齢構成を勘案して中・長期的な観点から策定し計画的な定員削減の検討が必要と思われる。

第5 行政運営の効率化を

市税報奨金交付制度等の廃止

昭和25年に制度化されているが、今日税財政制度も確立され、納税意識の定着により所期の目的が達成されたと思われるので廃止すべきと考える。また納税貯蓄組合の補助金についても、組合員の口座振替等により既に行政目的を達成したと推測できるので廃止すべきと思われる。

外部委託等の研究を

要する事務事業

事務事業の中には時代の変遷に

より社会的必要性が薄れたと思われるものや、民間や個人にゆだねてもよいと思われる事業等が残されていると思われるので、市が責任を負うべき範囲等について全般的に見直し、民間委託の方法を研究する余地があると思われる。

広域行政の活用

広域的処理が可能な事務事業については、経費面も考慮し積極的に推進していく必要がある。福生市伝染病院組合については、伝染病発生の減少から青梅市や秋川流域の組合と統廃合が進められている模様であるが、この種の事業については行政の効率化のため広域的に推進されたい。

職員研修の充実と能力開発

新たな時代に即応し、柔軟に対応しうる職員育成のため、従来の研修と併せて職員の人間形成並びに効率化意識の強化や能力開発等の研修を実施していく必要があると思われる。

公共施設の管理運営

公共施設の管理運営についてはかなりの部分において委託等によ

り実施されているが、更に見直しを行い、委託等が可能なものについては積極的に行っていく必要があると思われる。

電算利用とOA化の推進

福生市の電算利用は、昭和43年度から課税事務等を委託方式により行っているが、更に昭和63年度までに「計算センター委託処理と自庁導入併用方式」で住民情報システム等の実施をOA機器等の導入により計画を進めている模様であるが、より効率的な市民サービスを行うには全職員の意識改革が必要と考えるので、職員自らが電算について研究することはもとより、目標・効果・推進の手順等を明らかにすることも大切であると思われる。なお電算導入にあたり個人のプライバシーに関する個人情報保護について十分配慮すべきである。以上

市長はこの答申を基に、行政内部に設置の行政改革推進本部で具体的な行政改革大綱を定め市政の改革を進めてまいります。

くわしく知りたい方は、企画財政部調整担当（☎51-1511内線216）へおたずねください。

住民票発行等を電算化 市役所事務の改善を進める

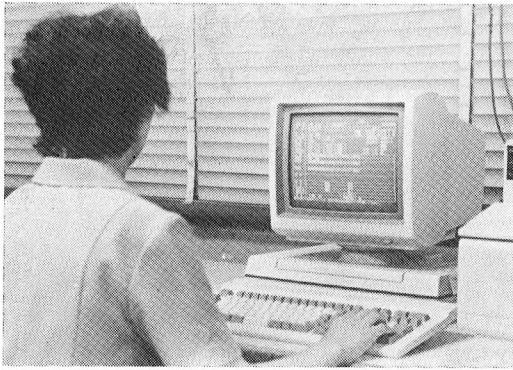
社会経済状況の変化、技術革新を基礎にして、今は情報化がどんどん進んでいます。

これらを背景にして、市役所の事務もますます複雑になり、高度専門化してきています。

この様な状況の中で最少の経費で最大の効果を目指して行財政の改革も進められていくところですが、市では、電算機等の事務機器を利用する事務の改善も、今までいろいろと行ってきました。

例えば、住民登録の事務や税務関係事務等も一部電算会社に委託して処理してきていますし図書館においても、館内に設置した電算機で、また、健康センターでもパソコンと呼ばれる小型の電算機で予防接種事務が進められています。

それを更に進めて3年程の検討、準備を経て今回、住民登録事務の多くを市役所内に設置する電算機によって処理することになりました。



これによって、後に述べますように、より正確で、早く、美しく更に、プライバシー保護対策も充実して市民サービスの向上を図ってまいります。

また、この電算機を使って税務事務等の改善もだんだんに進めてまいります。以下住民登録事務についてご説明しますので、ご協力をよろしく願います。

■処理方法

住民基本台帳法により、市が備えるべき住民基本台帳を市役所内の電算機にのせます。届け出に基づく異動（転出・転入等）は、市民課で即時的に電算機で処理します。

住民票の写しの交付等市民の皆さんの申請手続は、変わりません。

■改善される点

より正確な住民基本台帳の整備によって市の行政目的の達成に努める他、住民票発行時間の短縮や今までの手書きコピーから、印刷された住民票の発行等に改善されます。また、90歳以上の方々の賀寿名簿やあて名等を庁内処理し、登録された記録の管理も更に厳しく行なっていきます。

■プライバシーの保護

住民基本台帳法の改正（本年6月）によるプライバシー保護の基準等によって進めますが、基本は住民基本台帳法による住民票記載項目が今までと同様、電算機にのせてあるだけで、それ以外の個人に係わるものではありません。また、この電算機は、他の電算

機と結ばれることはなく、また、外部とも結合されませんので他でとり出すこと等は全くできません。これらを含め法等で規定されている他、市規程も整備しプライバシーの保護がより進められるようにしてまいります。

なお、住民票の写しの発行等について、今回の住民基本台帳法の改正によってプライバシーがより保護されることになりましたが、その内容は、5月の広報「ふっさ」（5ページ）及び今月号の9ページに掲載してありますのでご参照ください。

■実施

住民登録の事務については、本年8月1日から実施します。

事務が円滑に進められるよう努力してまいりますのでご協力をお願いいたします。

なお、この他の事務の電算機による処理についても検討しておりますが、くわしくは、その都度、お知らせしてまいります。

問合せ

○電算化関係 企画財政課電算担当 (☎51-1511内線209)

○住民票関係 市民課市民係 (☎51-1511内線266) へ。



ご参加ください 多摩川河川美化運動

7月20日(日)

福生市を流れる多摩川は、私たちの憩いの場です。この多摩川をきれいな川にするために、全市民の参加をお願いし、多摩川河川美化運動(清掃)を実施いたします。

昨年は、町内会(自治会)及び各種団体の皆さんのご参加、ご協力をいただき大変ありがとうございました。

今年も次の日程で『多摩川河川美化運動』が行われます。この運動は、ゴミや空きカン、空きビン等で汚れた多摩川の一斉清掃を行い、私たちの多摩川の自然に親しみ、ふる里を大切にしていける心をつくむために行います。今年も多くの市民の皆さんのご参加、ご協力をお願いいたします。

みんなでご参加しよう

多摩川の清掃

■実施日時

7月20日(日) 午前6時30分～8時30分(※午前6時30分集合)
小雨決行。●雨天の場合は、8月3日(日)に延期。

■ブロック別清掃区域

- ・第1ブロック 羽村境から永田橋まで。
 - ・第2ブロック 永田橋から多摩橋まで。
 - ・第3ブロック 多摩橋から五日市線鉄橋まで
 - ・第4ブロック 五日市線鉄橋から陸橋まで。
 - ・第5ブロック 陸橋から昭島境まで。
- ※集合場所、ブロックの内訳等は次の略図のとおりです。

■作業内容(手順)

- ①ゴミを入れる袋は集合場所で配布いたします。
- ②空きカン、空きビンなどの不燃物と紙くずなどの可燃物を分け

て袋に入れてください。

- ③袋がいっぱいになったら、ゴミ集積所(看板があります)に袋ごと置いてください。
- ④集めたゴミは、燃さないでください。

■注意事項

- ①作業のできる服装で参加してください。
- ②清掃に必要な用具等は、各自用意してください。
- ③作業中は、事故のないよう注意してください。
- ④行き帰りは、交通事故のないよう注意してください。特に子供さんや自動車で参加の方は、十分気をつけてください。

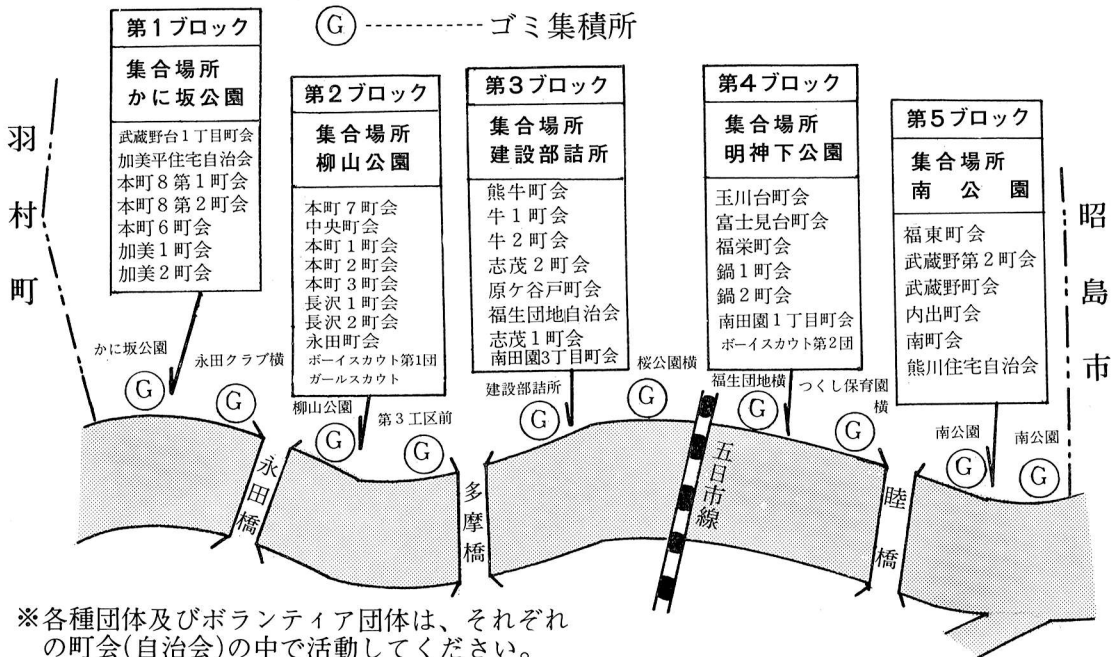
■問合せ(清掃日当日のみ)

清掃日当日は、本部を市民体育館内に設置しておりますので、連絡事項や問い合わせは、『多摩川河川美化運動』本部(☎52-5511)へご連絡ください。



▲昨年の多摩川河川美化運動には大変多く
 ◀の市民の方々に参加していただきました

多摩川の美化運動案内略図



国民年金保険料の

免除手続きは7月中旬に

失業やケガ、病気等で保険料を納めるのが困難な方や生活保護法による生活扶助を受けている方は、免除の手続きを7月31日までに済ませてください。免除が認められた期間は、保険料を納めなくても年金を受ける権利が保障されます。

問合せ 市民課年金係 (☎51-1511内線269・270) へ。

申告所得税第1期分の納期限は7月31日(木)です

■納税は期限内に完納しましょう
 ①納付書で銀行、信用金庫、郵便局または税務署へ納付してください。
 ②振替納税をご利用の方は、7月31日に預金から納税に振り替えられますので、期日までに準備ください。

■所得税の納税は
 便利な振替納税で

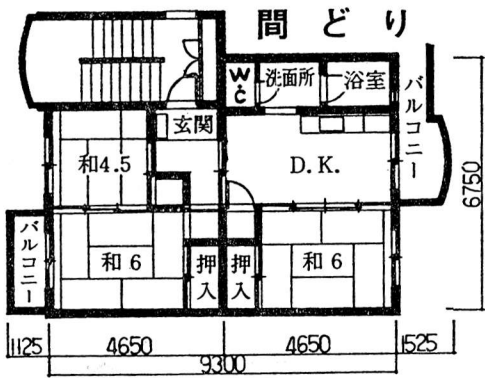
振替納税の利用を希望される方は、税務署または銀行、信用金庫、農協等へお申し込みください。

問合せ 青梅税務署 (☎0428-22-3185) へ。

市営住宅空家入居者及び 空家登録者募集

鉄筋第二市営住宅に空き家がありましたので、次のとおり入居者の募集を行います。また同時に、向こう一年間に発生が予想される空き家の入居者を、あらかじめ抽選によって選出し、入居順位を決定しておく登録制度を実施いたします。

場所 福生市福生九二一番地
構造 鉄筋コンクリート造三階建
間どり 3DK(和6畳、和6畳和4・5畳、DK7・5畳)
募集戸数 2戸(申し込み多数の場合は抽選により決定)



入居時期 9月1日(月)から9月15日(月)まで

使用料 月額3万2千円

共益費 月額1千円

保証料 使用料の2か月分

申込用紙の配布期間

7月19日(土)から22日(火)

午前8時30分から午後5時
まで(土曜日の午後と日曜日を除く)

申込用紙の配布場所

管財課管財係(市役所2階)

申込資格

①公募時現在、申込者本人が福生市内に引き続き1年以上居住している方で、住民基本台帳に記載されていること。または公募時現在、申込者本人が福生市内の同一勤務場所に、正規に雇用され3年以上勤務していること。

②収入が下表の基準内であること。(同居親族に収入がある場合には合算)前回募集時から収入基準額が変更になっておりますのでご注意ください。

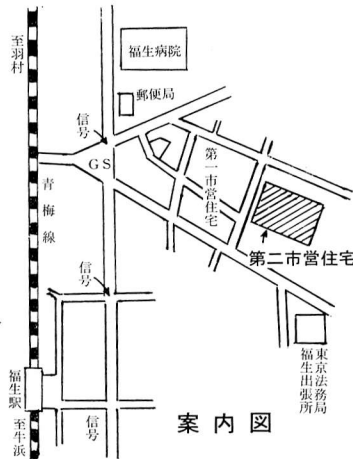
③現に同居し、または同居しようとする親族(婚約者を含む)があること。

〈収入基準〉

A表 給与所得者1人用	※家族数	B表 その他の所得者又は給与所得者2人以上用
総収入金額 60年1月から60年12月までに支払いを受けた給与、ボーナス等の税込収入 第1種 2,424,000~3,463,999円 2,896,000~3,875,999円 3,360,000~4,287,999円 3,772,000~4,699,999円 4,184,000~5,111,999円 4,596,000~5,523,999円		総所得金額 ・給与所得者=60年1月から60年12月までの総収入額-給与所得控除額 ・その他の所得=60年1月から60年12月までの総収入額-必要経費 第1種 1,530,001~2,274,000円 1,860,001~2,604,000円 2,190,001~2,934,000円 2,520,001~3,264,000円 2,850,001~3,594,000円 3,180,001~3,924,000円

※家族数=申込者本人+同居親族数+同居しないが申込みのとき、収入の市営住宅に入ろうとする人ある人の所得税法上の扶養親族数

④現に住宅に困窮していることが明らかであること。※公団、公社、都営住宅の使用名義人、自家所有者(同居親族を含む)は、原則として申し込みできません。問合せ 管財課管財係(☎51-1511内線252)へ。



案内図

市税の納付は

口座振替のご利用を

督促状がきて、あわてて納めたら延滞金がかかってしまった”こんな経験をしたことはありませんか?

納期限までに納付されない場合は延滞金がかかります。延滞金は、納期限の翌日から1か月間は年7・3%、1か月を過ぎると年14・6%の割合でかかります。

“うっかり納め忘れ”をなくすには、預金口座から自動的に納付できる口座振替が便利です。

■申込み手続きに必要なもの

納税通知書、預金通帳、印鑑(預金通帳に使用しているもの) ■申込み先 次の金融機関の窓口で取り扱います。

埼玉銀行福生支店、西武信用金庫福生支店・牛浜支店・拜島支店、福生市農業協同組合本店・熊川支店、三和銀行福生支店、青梅信用金庫福生支店、大東京信用組合福生支店、ときわ相互銀行拜島支店、三井銀行福生支店、多摩中央信用金庫拜島支店

問合せ 税務課収納係(☎51-1511内線2275229)へ。

住民票の取り扱いが 変わりました

これまでは、住民票の写しを申請しますと、図Aのように「続柄」と「本籍」が記載されていましたが、6月から図Bのように「続柄」と「本籍」の表示は省略して交付されるように改正されました。

なお、特別の請求があれば省略しないで交付することもできますので窓口申し出て下さい。

その場合は、個人のプライバシーの侵害等の不当な目的に利用されるおそれがないかどうか窓口で

(図 A)

東京都福生市		住 民 票			
世帯主	福 生 太 郎				
住 所	本町5番地				
氏名	福 生 太 郎	生 年 月 日	昭 和 2 5 年 4 月 1 日	性 別	男
続 柄	世 帯 主	結 婚	昭 和 6 1 年 6 月 1 日	住 民 と な っ た 年 月 日	
本 籍	東京都福生市本町5番地	氏 名	福 生 太 郎	続 柄	世 帯 主
	東京都八王子市安町5丁目6番7号	氏 名		続 柄	より転入
		氏 名		続 柄	昭 和 6 1 年 6 月 1 日 届 出
氏名	福 生 花 子	生 年 月 日	昭 和 3 0 年 4 月 1 日	性 別	女
続 柄	妻	結 婚	昭 和 6 1 年 6 月 1 日	住 民 と な っ た 年 月 日	
本 籍	東京都福生市本町5番地	氏 名	福 生 太 郎	続 柄	世 帯 主
	東京都八王子市安町5丁目6番7号	氏 名		続 柄	より転入
		氏 名		続 柄	昭 和 6 1 年 6 月 1 日 届 出

(図 B)

東京都福生市		住 民 票			
世帯主	福 生 太 郎				
住 所	本町5番地				
氏名	福 生 太 郎	生 年 月 日	昭 和 2 5 年 4 月 1 日	性 別	男
続 柄	(省 略)	結 婚	(省 略)	住 民 と な っ た 年 月 日	昭 和 6 1 年 6 月 1 日
本 籍	(省 略)	氏 名	(省 略)	続 柄	(省 略)
	東京都八王子市安町5丁目6番7号	氏 名		続 柄	より転入
		氏 名		続 柄	昭 和 6 1 年 6 月 1 日 届 出
氏名	福 生 花 子	生 年 月 日	昭 和 3 0 年 4 月 1 日	性 別	女
続 柄	(省 略)	結 婚	(省 略)	住 民 と な っ た 年 月 日	昭 和 6 1 年 6 月 1 日
本 籍	(省 略)	氏 名	(省 略)	続 柄	(省 略)
	東京都八王子市安町5丁目6番7号	氏 名		続 柄	より転入
		氏 名		続 柄	昭 和 6 1 年 6 月 1 日 届 出

お伺いしますので、ご協力をお願いいたします。

従来市町村が住民票の請求をおことわりできる場合としては、執行に支障がある場合、その他正当な拒否理由がある場合に限られていましたが、今回の改正では、加えて不当な目的によるものが明らかとなるときも、交付はおことわりできるものとされました。また申請時には①請求事由②請求者の氏名及び住所③請求に係る者の氏名及び住所と世帯主の氏名を明らかにしなければならなくなり、印鑑も必要です。忘れずに持参してください。

国民健康保険だより

国民健康保険税率の改正

課税限度額を28万円に引き上げ

区 分	改 正 前	改 正 後
所 得 割 額	100分の3.38	100分の4.00
資 産 割 額	100分の34	100分の26
被保険者均等割額	1人について 2,520円	1人について 5,400円
世帯別平等割額	一世帯について 3,840円	一世帯について 3,840円
課 税 限 度 額	25万円	28万円

昭和57年の改正以来すえ置かれていた福生市の国民健康保険税の税率及び限度額が、昭和61年4月1日から下表のとおり改正されました。

国民健康保険をめぐむる状況

福生市では約1万6千5百人が国民健康保険に加入しており全人口のほぼ31%強にあたります。この加入者の医療費は、急速な高齢化の進行と医療技術の進歩などから増加の傾向が続いております。

一方、国は、本格的な高齢化社会の到来に備え、安定的で公平に機能する医療保険制度の確立に向けて、昭和58年2月、老人保健法を制定しました。また昭和59年10月には退職者医療制度を創設して高齢者の医療費について総合的対策を講じてきましたが、国保財政

は今後も厳しいものが見込まれております。

税率改正の主な理由

① 現行の保険税を定める方法は医療費の一定割合を保険税として加入者の皆さんに負担していただく方式をとっていることから、医療費が増えれば保険税もこれに対応して定めていく必要がある。

② 国民健康保険に退職者医療制度が導入され、退職者の医療費は健康保険などの医療保険制度からも負担されることとなったため財政負担が軽減されるのに伴って、国の支出金の負担率が医療費の40%から30.8%へ変更されました。しかし、国による退職者医療制度の該当者数などの見込違いで国民健康保険財政に影響を与えたことによります。

ご理解とご協力を

以上のようなことから、保険税率の改正を行ったわけですが、加入者の皆さんには、福生市の国民健康保険事業の充実と安定的な運営を図るため、保険税率の改正及び納税等につきましてより一層のご理解とご協力をお願いいたします。

問合せ 市民課保険係 (☎51-1511) 内線267・268へ。

多摩川サミット 7月24日に注目!!



首都圏の中核を流れる多摩川は、私たちの生活を支え発展させてきました。

それは、家庭の飲み水となり稲穂を実らせる源であり、また工業製品を生み出す等、多目的に様々な形で私たちの生活に深くかかわっています。この多摩川の未来を考え、より美しく望ましい姿で次の世代に引き継いでいくことは、そこに住み、生活している私たちみんなの責任であるともいえます。

このために、かってない試みとして「多摩川サミット」が7月24日に開催されます。このサミットは、建設大臣、東京都知事、神奈川県知事、多摩川流域の28の区市町村の首長が一同に会し、豊かで

潤いのある多摩川を復活させるために、英知を結集するものです。福生市長も、サミットへの出席や各種行事等にも積極的に参加します。多摩川サミットの成果に期待し、みんなで素晴らしい多摩川創造を成功させましょう。

多摩川環境セミナーに ご参加ください

サミット前日の23日に開催される「多摩川環境セミナー」は多摩川の歩みについての講演や、多摩川の水環境の改善と多摩川流域における水と緑をテーマに学識経験者をはじめ、多摩川関係で各分野に造詣の深い方々によるパネルディスカッションが行われます。ふるってご参加ください。

▽日時 7月23日(水) 午前10時講演「多摩川の歩み」 午後1時パネルディスカッション ▽場所 世田谷区立玉川区民会館(東急大井町線等々力駅下車徒歩一分) ▽問合せ 建設省関東地方建設局河川調整課(☎03-211-6261) または都市開発課都市計画係(☎51-1511内線342)へ

〓もっと好きになりたい
わたしの多摩川〓

2人目の児童手当の 申請はお済みですか

6月1日から2人目の子供にも児童手当が支給されます。昭和59年6月2日以降に生まれた第2子がいる方で、まだ申請していない方はなるべく早く申請してください。公務員の方はそれぞれの勤務先に申請してください。なお、所得制限額は下表のとおりです。

該当する子供	申請に必要なもの	結果・通知	振り込み
第2子で昭和59年6月2日以降生まれ	1.申請書(市役所にあります) 2.印鑑 3.預金通帳(宛名簿) 4.保険証が年金手帳(厚生年金加入者のみ必要)	8月中旬申請者全員に郵送	10月中旬

所得制限額表(6月分より)

扶養親族	児童育成手当	児童手当	特例給付
0人	3,688千円	1,410千円	3,155千円
1人	4,008	1,710	3,455
2人以上	扶養親族1人増すごとに320千円加算	児童手当1人増すごとに300千円加算	

- 所得制限額は60年中の総収入(税込み)から給与所得者は給与所得控除額を事業所得者等は必要経費をそれぞれ差し引いた額です(住民税の寡婦控除等がある場合は異なります)。
- 社会保険料相当額としてすでに一律8万円を加算してありますが、老人扶養親族等がいるときはさらに1人につき6万円が加算されます。

皆さんのまちを清潔に

最近、犬、猫のふんについての苦情が多く寄せられています。ふんの始末は、飼い主の責任です。特に、犬の散歩の時など、ふんを処理する道具を持って必ず処理してください。また、犬の放し飼いに迷惑している方もいます。ぜひやめてください。

アパート等の共同住宅の 所有者及び管理者の方へ

アパートなど共同住宅を建てる時に、水道、ガス、電気などの工事はしても意外と忘れてしまうのがゴミの収集所を作ることです。市では、アパートなどを建てる方

や現在管理している方のために、

ゴミ収集所設置の相談を受け付けています。清潔できれいな街づくりのためご協力をお願いします。

① 収集所は、所有者負担で、ゴミ収集車が横付けしやすいように道路に面した場所に作ってください。

② 燃えるゴミ、燃えないゴミを分け、ポリバケツで出すようにしてください。

③ 収集所は、ブロックやコンクリートで囲い、清掃用の水道を設置し、これからのゴミの増加を考えて広めにしてください。

④ 当番を決めて、毎日掃除してください。

問合せ 環境防災課清掃係(☎51-1511内線284)へ。

8月の休日診療所

今月の休日診療所の開設日及び開設場所(開設医療機関)は、次のとおりです。

■内科・小児科(昼間)診療所

- ▽開設日 毎休日
- ▽開設場所 健康センター
- ▽診療時間 午前9時～正午
午後1時～5時

■内科・小児科(準夜)診療所

- ▽開設日および開設場所
- ・8月3日(日) 河野医院
所在 羽村町 ☎54-7720
- ・8月10日(日) 米谷内科医院
所在 福生市 ☎51-0143
- ・8月17日(日) 大嶽医院
所在 瑞穂町 ☎57-0162
- ・8月24日(日) 長岡診療所
所在 瑞穂町 ☎57-2637
- ・8月31日(日) 河野医院
所在 羽村町 ☎54-7720
- ▽診療時間 午後5時～10時

■歯科休日診療所

▽開設日および開設場所

- ・8月3日(日) 三沢診療所
所在 秋川市 ☎58-7011
- ・8月10日(日) 早崎歯科医院
所在 福生市 ☎53-0469
- ・8月17日(日) 片岡歯科医院
所在 福生市 ☎51-0353
- ・8月24日(日) 村山歯科医院
所在 瑞穂町 ☎57-0056
- ・8月31日(日) 井上歯科医院
所在 五日市町 ☎95-1327
- ▽診療時間 午前9時～正午
午後1時～5時

※医療機関が変更する場合もありますので、受診の際は、あらかじめご確認ください。

なお、受診は緊急の場合に限り
ます。また、受診の際は保険証と
小銭をご用意ください。

子供の夏カゼに注意

—福生市医師会だより—

カゼは一年中発生し、人類が最
後まで克服できない病気はカゼで
あろうとまで言われています。

夏カゼの病原体は、コクサツキ
ーウィルス・エコーウィルスとい
った腸炎をおこすウィルスや、扁
咽頭中に感染するアデノウィルス

が代表的なものです。

また夏場特有のカゼとしては、
「プール熱」学名では咽頭結膜炎
があります。アデノウィルス3型
が主たる病原体で、症状は38度以
上の発熱とどの痛み、目の充血
が典型的症状です。2週間程度で
治りますが、発病して1か月間も
便や肛門周囲に存在し、子供がカ
ゼも治ったし、やっとプールに行
けるとばかりプールに入ると、肛
門周囲に残った便よりウィルスが
他の子供にうつるので、やっか
いなことに、このアデノウィルス
3型はプールの殺菌剤である塩素
消毒が無効なため、一人でも感染
源があると一緒に泳いだ子供達全
員にうつす可能性があるのです。

もう一つ、よく見られる夏カゼ
にヘルパンギーナがあります。こ
れは5歳時までの乳幼児に多く、
突然の発熱、扁桃の周囲に小さな
水泡が出現します。その水泡はや
がて浅い潰瘍に変わり、4日目には
治ってしまいます。病原体は、
コクサツキーウィルスA群と言わ
れるものです。この病気は時々髄
膜炎をおこしますから要注意で
す。カゼの症状があらって医者に行
き、首すじが固く、自分のひざを

見なさいと言われても見ることで
できないと「髄膜炎の疑いがあり
ます」と言われお母さん方は、大
変な病気にかかってしまった、死
ぬんじゃないかと思っておろろし
ます。しかし、心配はいりません。
一応入院し、背中から注射器で髄
液を取り、その液が透明であれば
お母さんも安心です。治療しなく
ても一週間以内に治ります。

またこの髄膜炎をおこすウィル
スとして有名なのは、おたふくカ
ゼのウィルスですが、当然耳の下
が腫れたり、睾丸が腫れたりしま
すからウィルスによる髄膜炎とし
て安心していいでしょう。

また、クーラーをかけての寝び
えに注意しましょう。

86夏まつりin羽村養護

—地域に届けよう友だちの輪—
▽日時 7月20日(日) 午後3
時～6時30分 ▽場所 都立羽
村養護学校校庭(雨天の場合は、
同校体育館) ▽内容 模擬
店、遊びコーナー、ミニコンサ
ート ▽問合せ 都立羽村養護
学校 板倉(☎54-0829)
へ。

市民文化教室



— この指とまれ —

- 市民体育館 ☎52-5511
- 市民会館 ☎52-1711
- 公民館(本館) ☎52-1711
- 松林会館 ☎52-3624
(公民館分館)
- 白梅会館 ☎53-3454
(公民館分館)
- 図書館
- 中央図書館 ☎53-3111
- わかぎり分館 ☎52-7421
- わかたけ分館 ☎51-0083
- 郷土資料室 ☎53-3111
- 上記の施設は火曜休館日—
- 田園会館 ☎52-3133
- 児童施設は日曜休館日—
- 地域会館は火曜休館日—

☆編物手芸コース

▽日時 8月11日、10月27日 毎週月曜日 午前10時～正午
▽場所 公民館第5集会室
▽内容 初秋の鉤針ベスト他2点
▽費用 約8千円
▽定員 先着30人

☆民踊コース

▽日時 8月13日、10月29日 毎週水曜日 午後7時30分～9時30分
▽場所 公民館第5集会室
▽内容 ほたる小唄他
▽定員 先着30人

☆民謡コース

▽日時 8月17日、10月19日 毎週日曜日 午後7時30分～9時30分
▽場所 公民館第3集会室
▽内容 西東京音頭・かいがら節

☆茶道コース

▽日時 8月18日、10月27日 毎週月曜日 午後1時30分～3時30分
▽場所 公民館第6・7集会室
▽内容 初歩のお点前
▽費用 お茶、お菓子等実費
▽定員 先着20人

◎各コースとも

▽対象 市内在住・在勤・在学の方
▽申込み 7月27日(日)から公民館へ。

教育講座準備会

さまざまな問題をかかえている今日の教育に視点をあてた、教育講座の準備会で、一緒にプログラムを作ってみませんか。

▽日時 7月24日(木) 午後7時30分 全4回
▽場所 松林会館
▽問合せ 松林会館へ。

夏休み

おもしろ科学クラブ

夏休みに、たのしみながら科学のおもしろさを体験してみませんか。仮説実験をやったり、おもしろ工作を作ったりしながら、科学をたのしみながら学びます。

▽日時 7月24日(木) 午後1時30分～3時30分 以後原則として毎木曜日 全5回
▽場所 松林会館
▽対象 小学4年生以上
▽定員 20人
▽申込み 7月20日(日)から松林会館へ。

青少年ボランティア活動

体験学習説明会

日頃、ボランティアに関心を持たながら、そのきっかけのなかった方、お気軽にご参加ください。

▽期間 8月(各施設2、3日間)
▽活動内容 児童、老人、障害者(児)に対するボランティア活動
▽説明会 7月21日(月) 午後2時～4時
▽場所 公民館

※説明会当日、ボランティア活動に必要なレクリエーションの指導もあります。

▽申込み・主催 福生市社会福祉協議会(☎52-2121) または公民館へ。

初級手話講習会



より多くの皆さんに手話を習得していただき、地域交流をはかるため、初級手話講習会を開催します。お気軽にご参加ください。

▽日時 8月7日、12月18日 毎週木曜日 午後7時～9時
▽場所 公民館
▽対象 市内在住・在勤・在学の方
▽費用 300円(テキスト代)
▽主催 手話サークル「福手の会」
▽申込み・問合せ 福生市社会福祉協議会(福祉会館内 ☎52-2121)へ。

落語鑑賞会

「三遊亭円歌一門会」

▽日時 10月12日(日) 午後2時開演
▽出演 三遊亭円歌・三遊亭歌代・三遊亭歌ち栗
▽場所 市民会館大ホール
▽入場料 全席自由席 前売券700円・当日券800円
▽プレイガイド 市民会館窓口・市役所市民相談係・チケットセゾン(西友福生店・河辺店)・かたばみ楽器店・井上商店(五日市町)で発売中です。

ロックバンドのための
「サウンド・クリエイト講座」

オリジナルを創りたいけど、どうやって創ったらいいんだろう。バンドにはよくある悩みです。この講座ではオリジナルを創りあげることテーマに、そのノウハウを伝授します。あなただけの感性であなただけの音を創ってみよう

▽日時 8月4日(月) 午後7時～9時 以降原則として毎週月曜日 全10回

▽場所 公民館音楽室

▽対象 2バンド活動をしている人及びこれからやりたいと考えている人

▽講師 長島弁蔵氏 (アレンジャー)

▽定員 先着30人

▽申込み・問合せ 7月19日(土)から公民館へ。

白梅親子映画会

『怪獣と少年たち』

アイルランドの湖に怪獣の出るという噂があり、それを聞いた機械好きの少年たちがいろいろな工夫をして、観光客を引き込むが、古来の怪獣の夢が、大人の方にも楽しめる作品です。

▽日時 7月30日(水) 午後7時30分～8時30分

▽場所 白梅会館

▽問合せ 白梅会館へ。

草花教室

▽日時 = 7月24日(木)・8月7日(木)・14日(木) 午後2時～4時 全3回

▽場所 = 田園会館工作室

▽内容 = 草花の観察や暑中見舞のハガキを作る。

▽対象 = 小・中学生

▽定員 = 先着20人

▽費用 = 自己負担

▽申込み = 7月21日(月) 午前9時から田園会館へ。

チャレンジ!!
水でっぽう



水でっぽうを作って遊ぼう。

▽日時 7月29日(火) 午後2時～4時

▽場所 田園会館

▽対象 小学2年生～6年生

▽定員 先着25人

▽費用 自己負担

▽申込み 7月21日(月) 午前9時から田園会館へ。

第9回 一輪車
ライセンス

▽日時 7月26日(土) 午後2時～4時

▽場所 田園会館

▽対象 小・中学生

▽申込み 当日、直接会場へ。

田園会館

バドミントン大会

▽日時 7月23日(水) 午後2時～4時30分

▽場所 田園会館人工芝コート

▽競技方法 ダブルスでリーグ戦(ルールは田園会館式)

▽対象 小学校低学年の部・小学校高学年の部・中学生の部

▽申込み 田園会館へ。

第10回 子供映画館

『はだしのゲン』

一瞬にして原爆焦土となったヒロシマで、たくましく生きぬく少年ゲンの物語。

▽日時 7月21日(月) 午前10時～午後2時 (2回上映)

▽場所 田園会館 ※入場無料

▽問合せ 田園会館へ。

初級簿記(3級)講習会

▽期間 = 8月25日(月)～11月6日(木) 毎週月・木曜日 全20回

午後6時30分～9時

▽場所 = 商工会館研修室

▽受講料 = 1万6千円(教材費等)

▽定員 = 先着40人

▽申込み = 7月31日(木)までに福生市商工会(☎51-2927)へ。

水泳教室

水泳シーズン到来!!
チャレンジ86今年こそは泳げるように、お気軽にご参加ください。

No.	教室名	対象	期日	曜日	時間	定員	申込み期限
1	婦人水泳教室	婦人	7月22日～26日	火～土	午前9時30分～11時30分	30人	7月20日の消印まで有効
2	勤労者水泳教室	お勤をされている人	7月28日～30日	月～水	午後6時～7時30分	30	7月24日の消印まで有効
3	身障者水泳教室	身障者	7月29日・30日	火・水	午前9時30分～11時30分	30	7月25日の消印まで有効
4	初心者水泳教室	小学3年生以上で泳げない人	8月12日～15日	火～金	午前9時30分～11時30分	30	8月7日の消印まで有効
5	婦人水泳教室	婦人	8月19日～23日	火～土	午前9時30分～11時30分	30	8月14日の消印まで有効

▽申込み・問合せ 往復ハガキに、教室名、住所、氏名、年齢、電話番号を記入して、〒197福生市北田園2-9-1教育委員会社会教育課社会体育係(☎52-5511)へお申し込みください。

なお、申込者が定員を超えた場合は、責任抽選により参加者を決定させていただきます。

第17回 市民総合体育大会 水泳大会

▽日時 9月7日(日) 午前8時
30分 ※小雨決行 ▽場所 市営

種目	性別	自由型	平泳	背泳	リレー
小学校4年生	男女	25m 25m	25m 25m	—	—
小学校5年生	男女	25m 25m	25m 25m	25m 25m	50m×4 50m×4
小学校6年生	男女	50m 50m	50m 50m	25m 25m	50m×4 50m×4
中学生	男女	50m 50m	50m 50m	50m 50m	50m×4 50m×4
青年の部 (25歳以下)	男女	50m 50m	50m 50m	50m 50m	—
青年の部 (26歳以上)	男女	50m 25m	50m 25m	50m 25m	—
一般の部 (35歳以上)	男女	50m 25m	50m 25m	50m 25m	—
一般の部 (40歳以上)	男女	50m 25m	50m 25m	50m 25m	—
一般の部 (50歳以上)	男女	25m 25m	25m 25m	25m 25m	—
自由参加	男女	—	—	—	50m×4

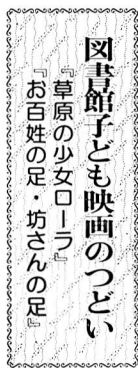
※1人2種目まで出場できます。(リレーは除きます。)

プール ▽参加資格 市内在住、在勤、在学の小学4年生以上
▽申込み 8月22日(金)までに教育委員会社会教育課社会体育係
(☎52-5511)へ。

ナイター硬式テニス教室

▽日時 8月12日(火)～29日(金)
午後7時15分～9時30分 毎週火
・金曜日 全6回 ▽場所 武蔵
野台テニスコート ▽対象 一般
初心者 ▽定員 30人 ▽参加費
11000円(照明料、ボール代)
▽申込み方法 往復ハガキに教室
名、住所、氏名、年齢、性別、電
話番号を記入のうえ、〒197福生市
北田園2-9-1教育委員会社会
教育課社会体育係へお申し込みま
ださい。7月31日(木)の消印ま
で有効とします。なお、定員を超
えた場合は、責任抽選により決定

いたします。▽問合せ 教育委員
会社会教育課社会体育係 (☎52-
5511)へ。



▽日時・場所
7月23日(水) わかぎり分館
7月24日(木) 中央図書館
7月25日(金) わかたけ分館
※時間は、いずれも午後2時と
3時の2回上映
▽対象 幼児から小学生
▽定員 各回先着70人 入場無料
▽問合せ 各図書館へ。

図書館だより

郷土の本あれこれ ②

郷土の歴史を調べる本(原始・
古代編)

福生の歴史全般を調べるための
本は前回の広報で紹介しました
が、今回からは、各時代を調べる
本を紹介します。

福生にはいつごろから人が住ん
でいたのでしょうか。そしてどん
な遺跡が現在までに見つかって
いるのでしょうか。

そういった疑問に答えてくれる
本として教育委員会がまとめた
『福生市の遺跡』(昭和53年発行)
があります。

この本によりますと、市内には
17か所の遺跡の存在が確認され
ております。思いがけない場所に原
始古代の人びとが生活していたこ
とがわかります。

市内で特に大きな遺跡としては
福生消防署から第一小学校にかけ
ての地域に広がっていた『長沢遺
跡』があります。現在までに数
冊の報告書が出されています。

その中でも『長沢(第一次)第
四次調査報告』(昭和56年発行)
は、遺跡の全体的な概要がわかり

やすく書かれています。
また、現在福生不動尊が建っ
ている場所からも縄文時代の遺跡が
発掘され『福生不動尊遺跡』(昭
和52年発行)という報告書が出さ
れています。

これらの報告書は、郷土資料室
(中央図書館内)から発行されて
います。

遺跡を歩き、本物の遺物(土器
や石器)を観て、こうした報告書
を読んでみると、一層当時の様子
を理解することができるようではな
いでしょうか。

原付自転車の運転者も ヘルメットの着用が 義務づけられました

今までは、原付自転車は乗車用
ヘルメットを着用するよう努めな
ければならないとされてきました
が、今回の改正で、原付自転車
は、すべての道路で乗車用ヘルメ
ットを着用しなければ運転するこ
とができなくなり、着用しないで
運転すると行政処分点数がつくこ
とになりました。
施行期日：昭和61年7月5日から
行政処分点数……1点
罰則・反則金……なし
問合せ……福生警察署(☎51-0
110)へ。

郷土資料室だより

展示案内

特別企画展

「福生市のシダ展」

シダ植物は、コケやキノコなどと同様に胞子でふえる植物で、福生市内では38種類が確認されています。よく見かけますが、他の植物とちがったところがたくさんあり、非常に特徴的な植物です。歴史的にみても、今から3億年前の石炭紀という時代に地球上に大繁茂していたことが化石などからわかり、古い時代のかたちを残しているものといえます。また、私たちの生活の中でもよく利用され、食用となるワラビ、ゼンマイ、クサツテツ、スギナ、観賞用のシノブ、正月の飾りものとして使われ



るウラボシなど、みなシダのなかまです。
期間 8月1日～9月29日

スライドボックスが
新しくなりました

展示室にあるスライドボックス2台が、このたび新しい機械と入れ替わりました。今まではスライドをガラススクリーンに映写する方式でしたが、今度はテレビ映像として観賞できる「テレビフォトシステム」となりました。

ストーリーは、従来どおり「福生の文化財」「石の文化財」「福生市のいまとむかし」「福生の自然」「河原の自然」「福生の昆虫」の六つです。どうぞご利用ください。

夏休み地学教室

いろいろな岩石や化石を見ながら、大昔のようすを考えてみます。
▽日時 7月25日(金) 午後1時～3時まで、以後原則として毎週金曜日(全4回) ▽場所 郷土資料室 ▽対象 小学校5年生、中学生 ▽申込み 郷土資料室 (☎53-3111) まで。

くまがわ

十二景

鉄橋

五日市線が開通したのは大正14年4月20日です。多摩川に鉄橋が架けられ、拜島と五日市の間をドライブの小さな汽車が走るようになります。全長13キロメートルの五日市線は一日六往復、40人乗りの小さな客車だったようです。

秋川筋にも鉄道という世論の高まりによって、大正10年9月に敷設計画が具体化し、翌11年5月11日に五日市鉄道株式会社の創立総会がもたれました。始発駅を福生からという案もあったようですが、反対の運動があり拜島からとなったようです。工事を着工した五日市鉄道は第一次大戦後の不景気でつまづき、資金難におちいりますが浅野セメント(大久野村・現在の日の出町に工場誘致の計画)からの融資などによって苦心の末大正14年に開通しました。

当時、熊川付近で多摩川を渡るには熊川の渡しを利用するか牛浜の渡しを利用するか(熊川の渡しは明治年間に廃止されたらしい)。また、牛浜の渡し上流に多摩橋が架設されたのは大正14年でした。「熊川神社神嘗祭奉灯句集」に、

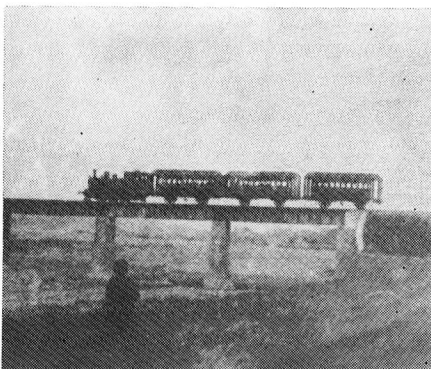
激浪と鉄橋との壯観哉

清流に壯観添ふる鉄橋哉
の二句が選ばれています。

その様な時代に、大きな鉄橋が架設され、しかも汽車が黒煙をはきながらわたる様子は大変な話題となりました。

多摩川の清流をよぎり、波頭をくだきそびえたつ鉄橋の壯観さと黒煙をはきながら鉄橋を渡る小さな汽車は熊川十二景の一つとしてふさわしい景観だったようです。

◀開通式当日の鉄橋





福生市表彰条例に基づき、次の方々が7月1日の市制記念日に表彰されました。

自治功労表彰

▽教育委員会委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基

表紙は語る



新緑からあっという間にもう7月。梅雨にも負けず、一日オープンした市

づく表彰

・ 來住野 元一氏 本町8番地

一般表彰

▽体育指導委員として多年にわたり市行政に貢献した功績に基づく表彰

・ 大野 達夫氏 大字福生102

8番地

・ 櫻澤 正一氏 本町84番地

▽多額の金品等を寄附した行為に基づく表彰

・ 島田 晏治氏 大字熊川348

番地

・ 西村 邦康氏 大字熊川795

番地1

▽児童遊園用地を無償で提供している行為に基づく表彰

・ 福生市加美天神講 加美平三丁

目37番地6

営プールでは、早くも元気な歓声と水しぶきが上っていました。

昭和43年7月14日に鋼製の50メートルプールと太陽の広場だけで開場した町民プールも、次々と整備され、今は25メートル、幼児用、10メートルのスライダーのある変型プールまで備え、市民の人気を集めています。太陽光線をあびて全身運動で健康づくりができる最適な季節です。身近かなファミリースポーツとして家族をそろって水に親しみませんか。

七夕まつりおみこし

パレード参加者募集

第36回ふっさ七夕まつりの2日目(8月8日(金))に、「おみこし・山車パレード」を例年どおり行います。

当日、市民の方でおみこしを持ち込みで参加を希望される方は、7月24日(木)までにお申し込みください。

申込み・問合せ 福生市商工会青年部(☎51-2927)へ。

心身障害児の

就学相談

教育委員会では、今年も心身に障害をお持ちのお子さんの就学相談を行います。この就学相談を受けられる方には、あらかじめ「就

学相談票」を出していただきますので、保護者の方のご協力をお願いします。

▽対象児

①昭和62年4月に、小学校に入学する心身に障害を持つお子さん
②昭和62年4月に、都立盲・ろう・養護学校の小学部、中等部へ入学を希望されるお子さん。

③昭和62年4月に、市立小・中学校の心身障害学級に入級を希望されるお子さん。

④現在、就学猶予になっていて昭和62年4月から就学を希望されるお子さん。

▽受付先

8月23日(土)までに、就学相談票(市民体育館内教育委員会にあります)に必要事項を書き入れて教育委員会指導室指導係(☎52-5511)へ提出してください。

募集します

緑化推進標語

貴重な緑を守るため、緑化の推進と緑の保護を呼びかけることをテーマにした標語を募集します。

▷対象 市内在住、在勤、在学の方。

▷応募方法 官製ハガキに「緑化運動標語」と書き、1枚につき2作まで、応募者の住所、氏名、年齢、職業(学生は学校名・学年)を書いて郵送してください。

9月6日(土)までに〒197福生市本町5番地 経済課農業緑化係へ。発表は広報ふっさ10月号に掲載し、入選作品には記念品を贈呈いたします。

なお、入選作品の著作権はすべて福生市のものとし、作品はお返しいたしません。